



## 保険証の提示のお願い

保険医療機関は、保険証・受給者証等の確認が法令で義務付けられております。

毎月初めての受診時に保険証・受給者証等を確認させていただいておりますので、お手数ですがご来院の際は、受付にご提示をお願い致します。

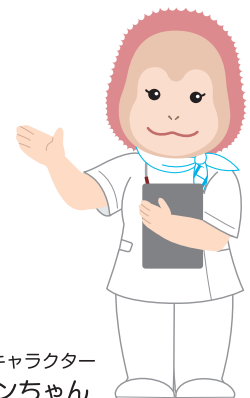
### 《以下の場合、月の途中でもご提示をお願いします》

- 保険証の変更があった時
- 75歳の誕生日を迎えられた時
- 就職や退職
- 転居
- 氏名の変更
- 扶養者の変更
- 市町村合併や企業の統廃合により新しい保険証が交付された時
- 負担割合が変更になった時

保険証・受給者証等の提示がない場合、保険請求手続きができませんので、一旦自費でお支払い頂き、後日、保険証・受給者証等と領収書をお持ち頂ければ、保険分の差額を返金致します。

尚、自賠責・労災につきましては以下の期間一旦自己負担でお支払いをして頂きます。

- 自賠責 : 保険会社より連絡があるまでの期間
- 労 災 : 現認書の提出があるまでの期間



イメージキャラクター  
ウータンちゃん